

## 令和8年度（2026年度）熊本県インターンシップ実習生受入実施要領

### 第1 趣旨

この要領は、県が、大学からの要請によりインターンシップ実習生（以下「実習生」という。）を受け入れる場合の基本的な事項について定める。

### 第2 目的

県は、学生の職業意識向上のための機会を提供するとともに、学生の行政に対する理解を深めることを目的として、大学から実習生を受け入れるものとする。

### 第3 実習生の受入手続

- (1) 大学は、県の本庁又は出先機関等において学生の実習を希望する場合は、総務部人事課長（以下「人事課長」という。）に対して、実習の申込みを行うものとする。
- (2) 人事課長は、大学から実習の申込みがあったときは、次の事項に留意して、実習生の受入れを決定するものとする。
  - ① 実習の目的、内容等が、県で実習させる際、適当なものと認められるものであること。
  - ② 県の業務に支障がないこと。
  - ③ 受入候補先となる部局等の長（以下「受入部局長等」という。）と協議が整っていること。

### 第4 実習期間

実習生の実習期間は令和8年（2026年）8月17日（月）から令和8年（2026年）8月21日（金）又は令和8年（2026年）8月24日（月）から令和8年（2026年）8月28日（金）までの5日間とする。

### 第5 実習時間

実習生の実習時間については、8時30分から17時15分とする。

### 第6 実習内容

実習生の実習内容等については、人事課長と協議のうえ、受入部局長等が決定する。

### 第7 報酬及び費用弁償等

実習生には、賃金、報酬、手当及び旅費は支給しない。

### 第8 実習中の事故責任

大学及び実習生は、実習中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に際しては、自らの責任において対応しなければならない。

### 第9 服務

- (1) 実習生は、県の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。
- (2) 実習生は、実習中に知り得た秘密を漏らしてはならない。実習終了後も同様とする。
- (3) 実習生が、故意又は過失により前二項の規定に反する行為をした場合は、大学及び実習生は、被害を受けた熊本県又は第三者に対して連帯して責任を負う。

### 第10 インターンシップ実施に関する協定書の締結と実習証明書

人事課長は、大学から求められたときは、本実施要領に記載の内容に基づいたインターンシップ実施に関する協定書を締結するものとする。また、実習生の実習内容等について証明を行うものとする。

### 第11 誓約書の提出

人事課長は、実習生から第8及び第9の規定を遵守する旨の誓約書を提出させることができる。

### 第12 受入部局長等の責務

受入部局長等は、実習生を受け入れるにあたっては、実習に支障がないよう執務環境を整えておくこととする。

受入部局長等は、実習生を受け入れた際には、実習効果が上がるように努めることとする。